

令和 7 年度湖西市消防防災センター

自動販売機導入業務

提案要求仕様書

湖西市

令和 8 年 2 月

# 目次

1 章 事業名 .....	2
2 章 事業目的と目標 .....	2
2.1 目的 .....	2
2.2 目標 .....	2
3 章 現状と課題 .....	3
3.1 現行の概要 .....	3
3.2 本事業における課題 .....	3
4 章 業務概要 .....	3
4.1 事業計画の範囲 .....	3
4.2 スケジュール .....	5

## 1章 事業名

令和7年度湖西市消防防災センター自動販売機導入業務

## 2章 事業目的と目標

### 2.1 目的

本プロポーザルの目的は、令和8年度4月1日運用開始の湖西市消防防災センター（以下「新庁舎」という。）移転に伴い、24時間勤務により外出できない消防職員及び災害対策本部対応職員が快適に勤務できる環境を整えるため、物販用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を導入し、職員が必要な飲食品を手軽に購入できるようにすることを目的とする。また、本事業においては自動販売機のみならず、無人売店やコーヒーメーカー等の積極的な導入を図るものである。

### 2.2 目標

事業の目的、発注者が担う業務の状況等を踏まえた本委託業務の目標を示す。

#### 1. 訓練や災害現場活動後の水分補給

- 自動販売機の設置により、訓練や災害現場活動後の水分及び塩分補給を行い、健康管理を実施する。

#### 2. 朝食・昼食・夕食・夜食の購入及びエネルギー補給

- 24時間勤務の職員及び突発的な災害で外出できない職員用のパンやカップ麺等のエネルギーチャージ

#### 3. 職員の満足度向上

- 職員の満足度を測定し、新しい働き方に対する満足度の向上を評価します。具体的には、アンケート調査やフィードバックの収集を通じて、職員の満足度が向上していることを確認します。

#### 4. コミュニケーションの向上

- 飲食品やコーヒーメーカーの導入により、職員同士のコミュニケーション機会の向上

#### 5. 災害協定の締結

- 災害時の無償提供による、備蓄としての役割を果たす

以上の目標は、業務の成否を規定するものではないが、受託者の取り組みの指針として扱うこととする。

### 3章 現状と課題

#### 3.1 現行の概要

##### 3.1.1 自動販売機

キャッシュレス決済、災害対応型（キースイッチ）機能付きの自動販売機である。  
食品の提供はない。

##### 3.1.2 コーヒーメーカー

職員の有志による設置を実施している。

#### 3.2 本事業における課題

##### 3.2.1 ABW オフィスへの対応：新庁舎では、現代の柔軟な働き方を採用するため、自席固定での業務を廃止する。そのため、職員が集まる場所・機会の提供が必要。

##### 3.2.2. 災害時の飲食品の提供：突発災害時の備蓄品として、災害協定を締結し、災害発災時に無償にて商品を提供が必要。

以上が本業務をとりまく事業の背景と目的、および課題についてのまとめである。これらの課題に対して、具体的な対策やアクションを検討し、効果的な事業改善を提案してください。

### 4章 業務概要

#### 4.1 事業計画の範囲

##### 4.1.1 事業内容

本事業では、自動販売機の調達、設計、構築、運用を実施する。  
また、導入後の運用支援や保守体制を確立し、長期的に安定したサービスを  
提供できる環境を整備する。

##### 4.1.2 契約形態及び期間

契約形態：自動販売機の利用契約

構築期間：契約開始日～令和8年3月17日まで

運用期間：令和8年3月18日～令和9年3月31日

※令和8年3月18日～令和8年3月31日までは仮運用とする。

令和9年度以降の利用契約は、1年毎の契約更新とし、双方疑義が無い場合は自動更新とする。

#### 4.1.3 運用想定

- ・利用者数 通常時 約 50 名  
災害時 約 100 名
- ・過去実績 自動販売機 令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月 約 9,000 本  
コーヒーメーカー 令和 7 年 11 月 約 170 杯/月

#### 4.1.4 物件の概要

- ・設置場所及び設置台数  
設置位置及び面積について 別添 2 「募集物件説明書」を参照

#### 4.1.5 設置条件

##### (1) 用途

物件の使用用途は、自動販売機（提案機器を含む）及び使用済容器回収箱の設置に限る。「募集物件説明書」に従うこととする。

##### (2) 施設使用許可

自動販売機の設置場所の使用については、本業務の目的から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産使用許可対象外とするため許可は不要とする。

##### (3) 使用料

使用料、電気料及び手数料は不要とする。

##### (4) その他必要経費等

自動販売機の設置、撤去、維持管理にかかる経費は受注者の負担とする。

なお、自動販売機の設置及び撤去については、物件明細書に記載の施設所管課に連絡をし、承諾を得てから行うこと。

##### (5) 災害時における自動販売機等の飲食品無償提供について

災害対応自販機を設置する場合は、別途「協定書（参考様式）」を締結すること。

##### (6) 機器条件

設置する機器にあっては、全て貸し出しとする。発注者の故意以外による故障等は無償で対応すること。

#### 4.1.6 遵守事項

自動販売機の設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売価格は、標準販売価格（メーカー希望小売価格）以下とすること。
- (2) 月別の自動販売機の売上状況(販売数量及び売上金額)について、3 か月ごとに報告すること。

- (3) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (4) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (5) 使用済み容器の回収箱の設置及び監理を行うとともに、自動販売機及び回収箱の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。また、使用期間中に取消等を受けないこと。
- (7) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。
- (9) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (10) 販売品の補充・廃棄物の搬出等の作業時間及び経路については、湖西市の指示に従うこと。
- (11) 飲料・食品（パン又はカップ麺、菓子）の販売が可能であること。
- (12) 飲食品の交換は、平日午前8時15分から午後17時の間に実施すること。

#### 4.2 スケジュール

- (1) 令和8年2月 RFPの募集
- (2) 令和8年3月上旬 契約締結
- (3) 令和8年3月18日 仮運用開始
- (4) 令和8年4月 本運用開始